

大和市告示第196号

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成22年大和市告示第155号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「2か月以内」を「6月以内」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。